



おひとりさまの本当の不安事

～終活が完結しないシニア・高齢者～



公益財団法人 日本ライフ協会
仙台事務所

『不安』を『安心』にかえる新しい福祉のかたち

高齢者のセーフティーネット

～ひとりで生きるあなたの家族でありたい。～

キーパーソンになり得る団体
ワンストップ窓口として
家族代わりとして
公的制度を補う仕組み

それが 『**みまもり家族制度**』 です。

～一生涯にわたる家族代わりのサポートをします～
～介護・医療の専門家との情報共有・協働が必要です～

元気なうちに「終活」始めて

遺言状の作成や葬儀など、人生の締めくくりに準備しておく「終活」。関心が高まる一方、どこから始めたらいいのか、分からない人も多いはず。神戸新聞ミニクラブなどが主催した大人のための教養講座「知っておきたいお葬式の『前』と『後』」で講演し、生前準備に詳しい行政書士の平野雅之さん(西宮市)に聞いた。(片岡達美)

まずはエンディングノートから

書き込むだけで思い整理

「まずエンディングノートを活用しましょう」と平野さん。記入すべき事項などが入っているノートが書店や文具店などで購入できる。

病気や介護が必要になった場合、認知症になった場合の対応に始まり、葬儀や供養の仕方、不動産や預貯金といった財産相続を記した遺言書の有無など、各項目を書き込んでいくことで、漠然とした考えが整理されていくという。必要ならば、生前契約の検討も。財産管理契約や判断能力が低下した場合に備える任

相続争い回避には遺言書

意後見契約などがある。「ただエンディングノートには法的効力はありません。自分の財産の帰属をはっきりさせ、相続をめぐる争いを防ぎたい人には、遺言書の作成をお薦めします」

トラブルを回避するため、遺言書を作った方がいい場合はさまざま(表参照)。遺言書には自筆証書遺言と公正証書遺言の2種類があり、前者は必ず遺言内容を作成した日付を手書きし、署名

押印した上で、自身で保管する。手帳で経費もかからないため、簡単な内容を伝えるのに向いている。ただし、遺言書を開封する場合、法定相続人全員が裁判所に向いて検認する手続きが必要だ。後者は公証人役場で遺言の内容を伝え、公証人が文章にまとめ

る。偽造や紛失の恐れがなく、裁判所の検認も不要だが、その分作成費用などがかかる。「亡くなった後、遺言書の中身を実行する遺言執行人を



エンディングノートを手に、活用法を説明する平野雅之さん＝神戸新聞ギャラリー

■こんなケースは遺言書の検討を

- ・夫婦間に子どもがいない
- ・夫婦が内縁関係
- ・再婚して子どもがおり、前妻(夫)との間にも子どもがいる
- ・法定相続人がいない
- ・息子が亡くなっており、その妻に財産を譲りたい
- ・事業主で、事業に関与しない法定相続人に財産が渡ると経営に支障が出る
- ・子どもに障害がある(信頼できる人や施設などに、子どもの面倒を見てもらう代わりに財産を贈与する場合)

おひとりさまの本当の不安事

お墓や納骨の準備を
しているけれど、
誰が動いてくれるの？

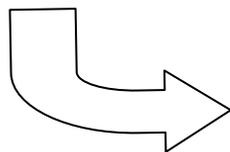
葬儀や遺品整理の予約を
していても、私が亡くなった事を
どうやって知るの？
費用の支払いは？



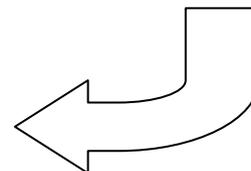
pikta.jp - 6104694

エンディングノートを書いているけれど、
希望を託せる人がいないわ。

今は元気だけれど、
認知症になったら…、
万一救急車で運ばれたら…。



どんなに準備(終活)をしても
その希望を託せる
実際に動いてくれる
“家族代わり”が
必要です。



それが 『みまもり家族制度』 です。

～一生涯にわたる家族代わりのサポートをします。～
～おひとりさまの希望や終活を実現します。～

おひとりさまが経験したこと

- ・入院、手術の時に病院から

保証人を求められた・・・。

- ・老人ホームへ見学に行ったら

契約時には保証人がいると言われた。

- ・セキュリティーシステムに加入しようとしたら

緊急連絡先に困った・・・。

- ・金融機関で遺言を作ろうとしたら

死亡通知人が必要だと言われた。



おひとりさまの本当の不安事

高齢者にとってのキーワード
終活・エンディングノート
親族に迷惑を掛けたくない
ピンピンコロリ



しかし、おひとりさま高齢者は・・・
身元保証人の不在
万一への不安
死後の整理の依頼先

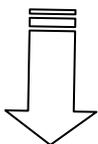
現在の取り組み
おせっかい・地域再生
コミュニティ
セーフティーネット



昔には戻れない現代・・・
価値観の多様性
単身世帯の急増
1人でも生き易い世の中

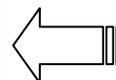
現在の公的制度では
賄えない部分。
～身元保証人不在で
入所できない現実～
～万一倒れたら
頼れる人がいない～
～終活をしても
完結しない現実～

死後の家族代行は？



おひとり様にとって
死後が安心できて、初めて日々の安心が持てる。
生前準備ができて、廻りに迷惑を掛けずに済む。

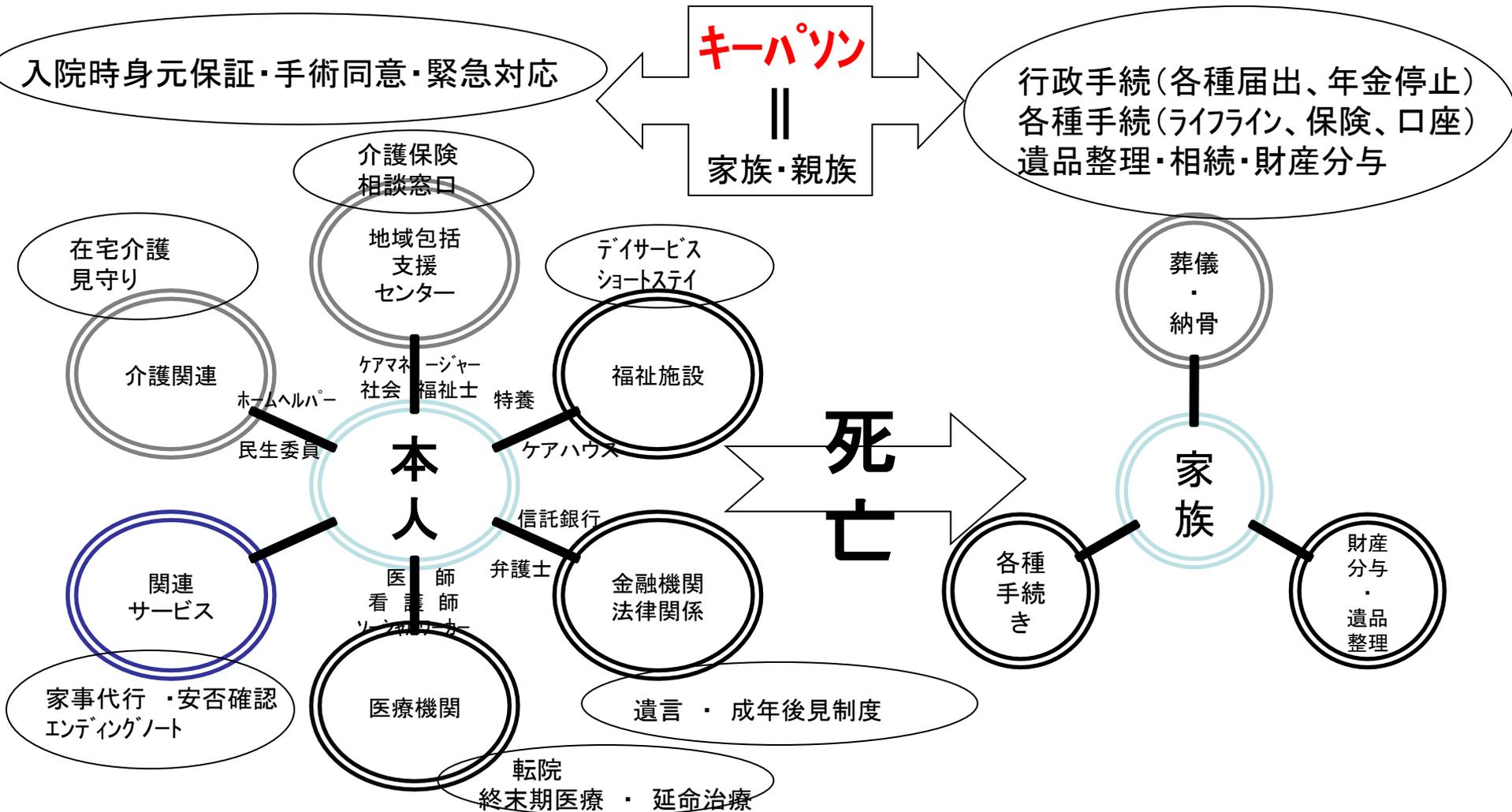
介護保険
成年後見制度
家事代行
墓参り代行
宅配弁当 などなど



昔は家族が担ってきた、
介護・家事など
生存中のサポートは
おひとり様にも
制度として、
家族代わりとして、
ビジネスとして
成り立っている

現在の高齢者支援体制(一例)

生存中の日々のサポートから死後の整理においては**キーパーソン**が必要



顕在化している課題・問題点

なぜ、**キーパーソン**が必要か？

それぞれが独立したサポートであり、**連続的ではない現状。**

支援環境整備には高齢者一人では無理があり、**現実的には家族・親族(≒キーパーソン)が総合的な窓口になっている**

介護保険や各種施設はキーパーソンや身元保証人のサポートが必要

介護保険で全てをカバーできない。
施設に入っても親族(≒キーパーソン)のサポートが必要

成年後見制度は**本人の死亡まで。**

死後は親族に引き継ぐ。
そして、死後の各種手続きや葬儀・納骨、遺品整理などは親族が行う

現実には様々な場面で身元保証人が必要

保証人がなければ施設入所できない。
通常は親族(≒キーパーソン)が身元保証人になる。
後見人は身元保証人になれない。

しかし・・・親族がいない、頼れない高齢者・シニアは??

現在の法律・制度は・・・

家族がいること。助け合うことが前提。

介護保険は・・・

出来ること、出来ないことが細分化されている。
では、出来ないことはどうするのか・・・
家族が行なう。

福祉施設は・・・

出来ること、出来ないことがある・・・

『不安』を『安心』にかえる新しい福祉のかたち

新たな絆の再生

《身元保証支援》

終身で身元を保証・引受

施設入所、賃貸住宅入居時、
病院入院時(手術同意を含む)
貸金庫利用時など

みまもり家族制度

ワンストップ窓口

《暮らしのサポート》

(介護保険サービス外)

**本来、家族が行うことを
家族代わりとなってサポート**

通院や入退院の付添、洗濯
緊急対応やショッピング、墓参りなど

《万一の時の支援》

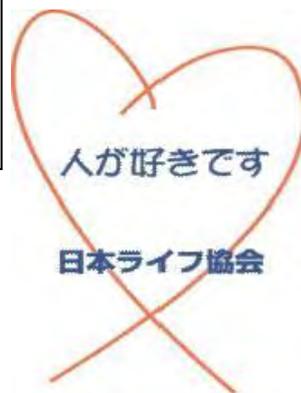
24時間365日対応

危篤・死亡時の駆けつけ
関係者への訃報連絡
死後の手続き(行政・各種解約)
各種清算代行、遺品整理

《葬儀・納骨支援》

**宗旨宗派を問わない葬儀一式
希望先への納骨**

死亡通知発送
49日法要・満中陰志
永代供養・散骨など



(みまもり家族制度)入会後の会員様談

ぐっすり眠られるようになった。



死後が安心できて、
初めて日々の安心が持てた。

良好な親族とのパイプ役
として期待したい。

孤独死が怖いのではない。
見つけて貰えない事が
不安だった。

最後まで、最期の後まで友人が
助けてくれる保証はない。
安心できる保証がほしかった。



親族に迷惑を掛けたくない。
煩わしい。遠慮がある。
どっちみち気を遣う。
お礼を考える。

『不安』を『安心』にかえる新しい福祉のかたち

公益財団法人 日本ライフ協会とは・・・
高齢者・障がい者の方々へ
新たな絆の再生として、
家族代わりとして
キーパーソンになり得る団体として
介護保険・成年後見制度を補う制度として

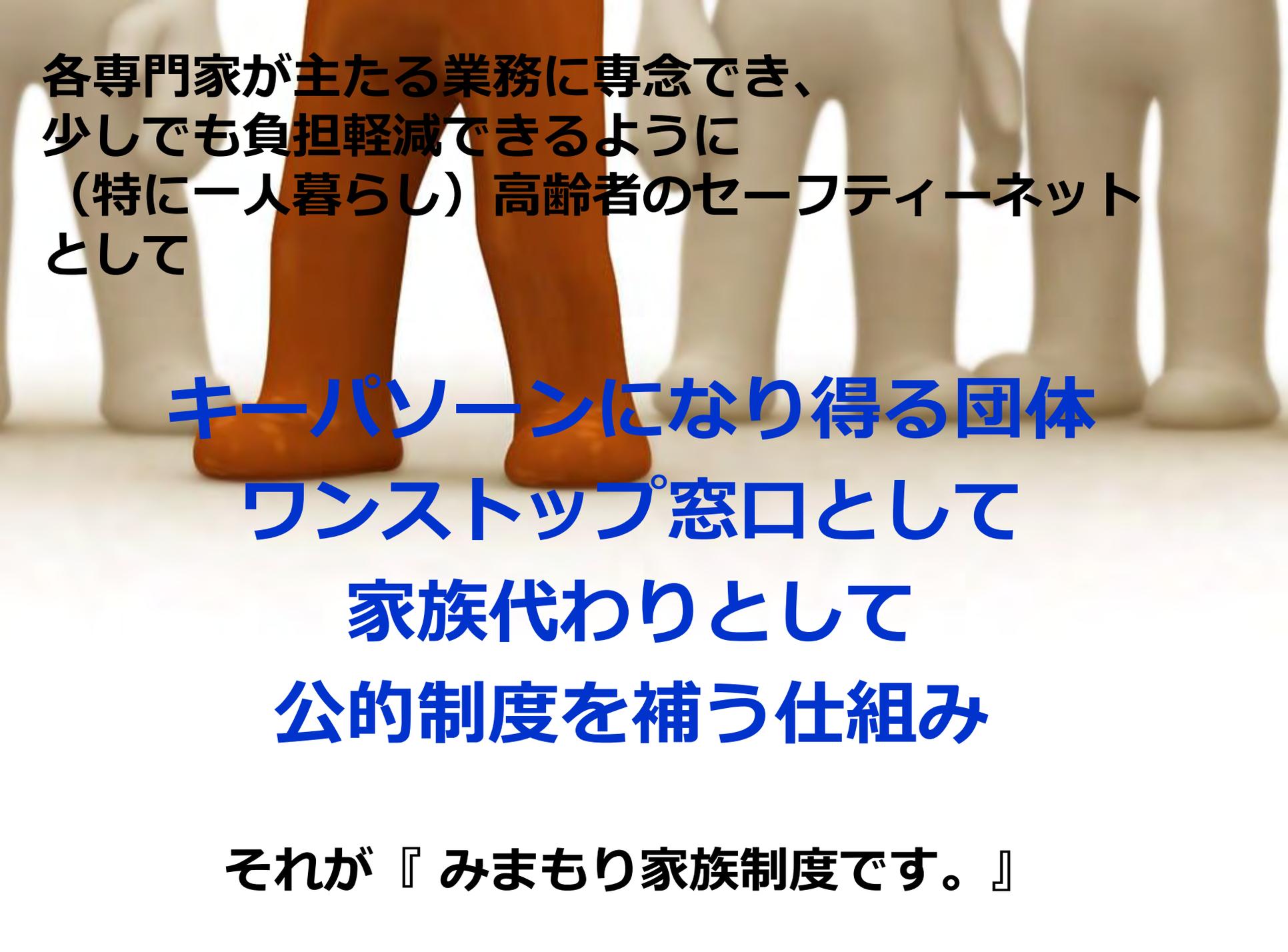
家族代わりの
サポートをしています。

※後見人からの依頼も増えています。

～沿革～

平成13年 4月 研究会を立ち上げ
平成14年 9月 NPO法人として設立
平成22年 7月 内閣府より
公益財団法人として認定
平成23年 8月 仙台事務所 開設
開設以来、入会者は
60名を超える
(平成25年12月末現在)
※全国的には2,600名を超える。

事務所所在地 (平成26年1月現在)
〈仙台〉
〈千葉〉 〈埼玉〉 〈東京〉 〈神奈川〉
〈静岡〉 〈名古屋〉 〈三重〉
〈大阪〉 〈京都〉 〈神戸〉
〈広島〉
〈福岡〉 〈北九州〉 〈熊本〉



各専門家が主たる業務に専念でき、
少しでも負担軽減できるように
(特に一人暮らし) 高齢者のセーフティネット
として

キーパーソンになり得る団体
ワンストップ窓口として
家族代わりとして
公的制度を補う仕組み

それが『みまもり家族制度です。』

震災に伴う転居の 身元保証支援

当協会が民間賃貸住宅入居の
身元保証(連帯保証)を引き受けます。

なぜ身元保証が 必要なの？

民間賃貸住宅に入居する際、『賃貸借契約』を結ぶ必要があります。多くの場合、身元保証人(連帯保証人)の署名、捺印を求められます。

様々な理由により頼れる身内や親族がおられない方、親族には迷惑を掛けられないと考えている方にとって「身元保証人」の問題は大きな壁となっています。

そこで、当協会がご親族に代わって、身元保証をさせていただきます。

いつまで 保証してくれるの？

民間賃貸住宅に居住している間は、保証をさせていただきます。

誰でも、 お願いできるの？

対象は、高齢者、障がい者、シニア世代(概ね60歳以上)とさせていただきます。

また現在、仮設住宅(みなし仮設住宅含む)にお住まいで、民間賃貸住宅への転居を希望されている方、あるいは、被災住宅の解体に伴い民間賃貸住宅への転居を余儀なくされている方に限らせていただきます。

費用は いくらかかるの？

入居する民間賃貸住宅の家賃1ヶ月相当分と、保証管理費として毎月1,000円をいただきます。

お申込み期間

平成24年4月16日～
平成25年3月末まで
〔仮設住宅の運用状況により延長あり〕

詳しくは、
別紙:同封資料の
パンフレット(黄色表紙)
P14～P15に挟んでいます、
チラシをご覧ください。

●お問合せ・ご相談窓口

公益財団法人 **日本ライフ協会** 仙台事務所

〒980-0014 仙台市青葉区本町2丁目5番地1号 オーク仙台ビル7C
TEL:022-224-7278 FAX:022-224-7277



0120-137-165

フリーダイヤル

【受付時間】平日9:00～17:00

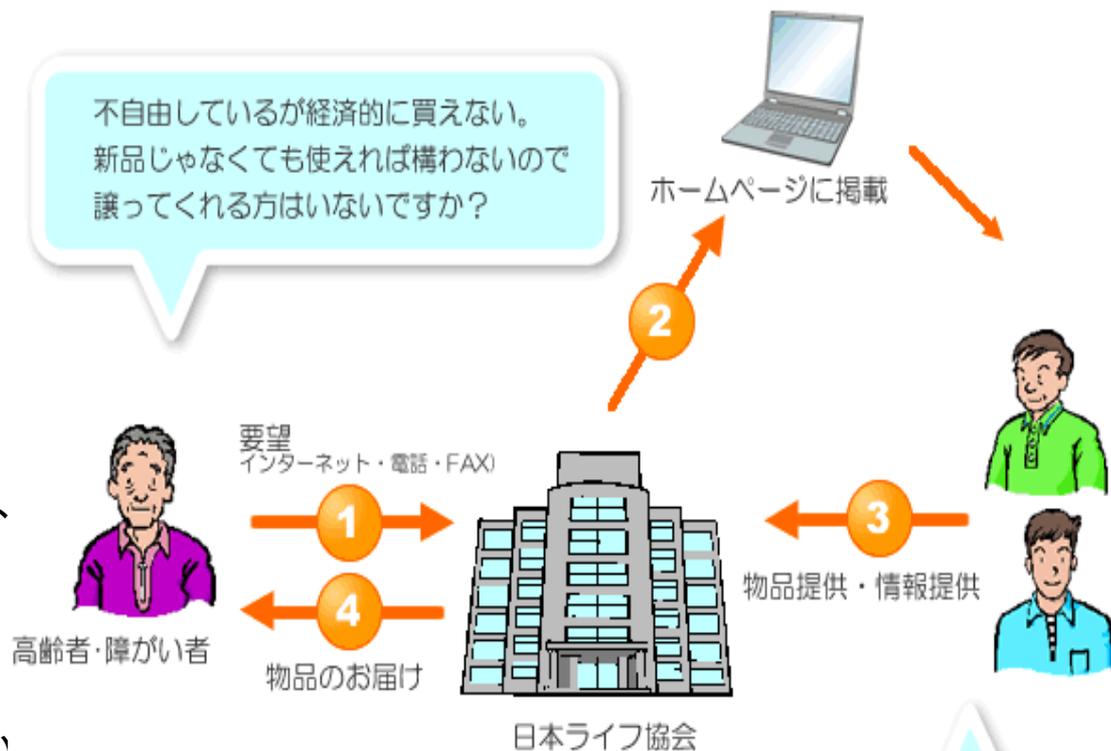
陽だまり広場

陽だまり広場では、

高齢者・障がい者が必要としている物品を提供頂ける方を探し、それらの物品をインターネット上に掲載して、物品をお届けします。

まだ十分に使えるので捨てるのはもったいない、大事に使ってくれる人がいれば使ってほしいという皆様からお預かりして、それを必要としている方々にお届けいたします（無料）。

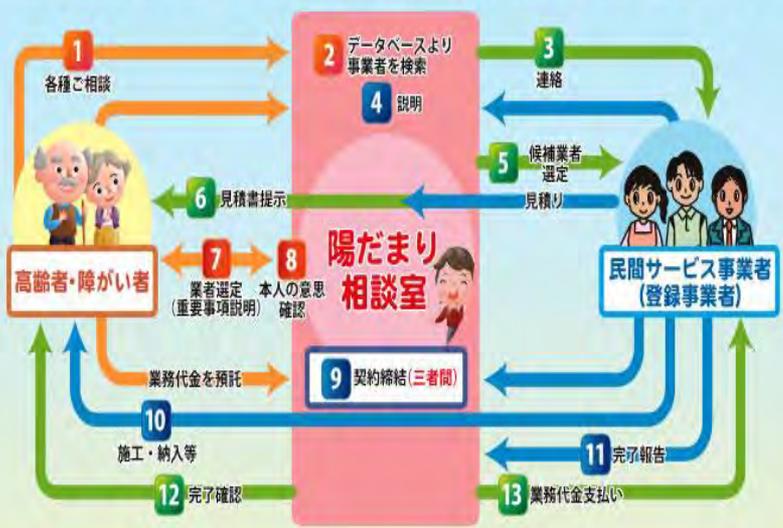
※詳しくは、別紙：同封資料のチラシ（クリアファイル在中）をご覧ください



まだ十分に使えるので捨てるのはもったいない。
大事に使ってくれる方がいれば使ってほしい。

陽だまり相談室

高齢者と民間サービス事業者をマッチング 「安心」「安全」「信頼」の互助システム



高齢者・障がい者が求める要望やサービスに対して、ワンストップの相談窓口として、事前審査を経た登録事業者を紹介し、サービスを実行。
 高齢者と陽だまり相談室そして民間事業者の3者間で契約を交わす互助システムです。

高齢者の皆さん

こんなお困り事はありませんか？



- 生活に必要なサービスを自分で探すことが難しい。
- 困り事があるけれど、自分で業者に依頼することに不安を感じている。
- 業者に依頼したいけれど、最近増えている悪徳業者に狙われるのが心配。

陽だまり相談室に ご相談ください。 相談無料

「安心」「安全」「信頼」できる事業者を
 ご紹介いたします。

- 弁護士
司法書士
行政書士
福祉タクシー
不動産業者
ファイナンシャル
プランナー
- 住宅関連事業者
引越業者
情報通信関連業者
家事代行サービス
介護関連事業所
福祉用具販売・レンタル
- 便利屋
警備事業者
配食・給食サービス
葬儀社
遺品整理業 など



陽だまり相談室

登録事業者 募集中!!

登録
無料



陽だまり相談室は高齢者の必要とする支援を、高齢者に優しく、安心できる仕組みでサービスを提供していただける事業者を募集しています。

こんな事業者を募集しています

- | | |
|---------------|-------------|
| 弁護士 | 家事代行サービス |
| 司法書士 | 介護関連事業所 |
| 行政書士 | 福祉用具販売・レンタル |
| 福祉タクシー | 警備事業者 |
| 不動産業者 | 便利屋 |
| ファイナンシャルプランナー | 配食・給食サービス |
| 住宅関連事業者 | 葬儀社 |
| 引越し業者 | 遺品整理業 など |
| 情報通信関連業者 | |

高齢者等の方は

「安心」「安全」「信頼」できる
事業者を求めています。

高齢者等の方は…

- 自分で生活に必要なサービスを探すことが難しい。
- 高齢者等の方は悪徳業者に狙われることが多く、また自分で業者に依頼することに不安を感じている。

高齢者・障がい者の方の生活をお手伝いするために陽だまり相談室と登録事業者がバックアップします。

高齢者と民間サービス事業者をマッチング「安心」「安全」「信頼」の互助システム



詳しくは、
別紙：同封資料のチラシ
(クリアファイル在中)を
ご覧ください。